

1 議 事 日 程 (初日)

[平成29年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成29年12月12日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙
- 日程第10 山神水道企業団議会議員の選挙
- 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙
- 日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙
- 追加日程第1 決議第4号 芦刈市長に対する不信任決議

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	柳原 莊一郎 議員	2番	宮原 伸一 議員
3番	船越 隆之 議員	4番	徳永 洋介 議員
5番	笠利 毅 議員	6番	堺 剛 議員
7番	入江 寿 議員	8番	木村 彰人 議員
9番	陶山 良尚 議員	10番	小嶋 真由美 議員
11番	上 疆 議員	12番	原田 久美子 議員
13番	神武 綾 議員	14番	長谷川 公成 議員
15番	藤井 雅之 議員	16番	門田 直樹 議員
17番	村山 弘行 議員	18番	橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

1番	柳原 莊一郎 議員	2番	宮原 伸一 議員
----	-----------	----	----------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	芦刈 茂	教育長	木村 甚治
総務部長	石田 宏二	市民生活部長	友田 浩

総務部理事 原 口 信 行
 健康福祉部長兼
 福祉事務所長 濱 本 泰 裕
 教育部長 緒 方 扶 美
 教育部理事 江 口 尋 信
 経営企画課長 高 原 清
 市民課長 行 武 佐 江
 都市計画課長 木 村 昌 春
 上下水道課長 古 賀 良 平
 監査委員事務局長 渡 辺 美知子

都市整備部長 井 浦 真須己
 観光経済部長 藤 田 彰
 都市整備部
 公営企業担当部長 今 村 巧 児
 総務課長併
 選管書記長 田 中 縁
 管財課長 小 柳 憲 次
 福祉課長 友 添 浩 一
 社会教育課長 中 山 和 彦
 観光推進課長兼
 地域活性化複合
 施設主宰府館長 木 村 幸代志

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
 書 記 芥 藤 正 弘
 書 記 力 丸 克 弥

議事課長 花 田 善 祐
 書 記 高 原 真理子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（阿部宏亮） 皆様、おはようございます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、上疆議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、上疆議員、恐れ入りますが、議長をお願いいたします。

○臨時議長（上 疆議員） ただいま紹介されました上疆です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

開会前ですが、報道各社、事務局から、写真及びビデオ撮影の申し出がっておりますので、許可しております。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（上 疆議員） 日程第1、「仮議席の指定について」を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時15分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、初議会に当たり、芦刈市長から挨拶の申し出がありましたので、受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

それでは、ご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 改めまして、新議員の皆様、ご当選おめでとうございます。

私は、市の混乱、停滞について、責任者として市民の皆様には深くおわびを申し上げなければならぬというふうに考えております。

しかし、問われておるのは、市長、市役所、議会であると考えます。私は、問題がありました不信任に納得できず、議会を解散いたしました。しがらみや既得権からの脱却なくして、このまちの未来はないと考えております。どうぞ新議員の皆様も、議員としての活動をよろしくお願ひしたいと思っております。

中学校給食の実現、行財政改革、新しいまちづくりを進め、さすが太宰府と言われる立派なまちづくりにしていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

私が市長になりまして、中学校給食実現、行財政改革に取り組みました。議員の皆様も、議員選挙中にこの問題を取り上げられました。これは、太宰府市政にとって大きな転機になるのではないかとこのように思っております。

私は、改革の黒船にならなければなりません。しかし、その糸口についたところでございますが、この志は高く掲げたいと考えております。市長、市役所と議会は両輪でなければなりません。今後、そういう形に進んでいくことになるだろうと思っておりますが、今回の事態は、歴史と時代の評価にたえ得るものでなければならぬと考えております。どうぞ議員の皆様のご活躍に期待したいと思っております。

私からの挨拶は以上でございます。ありがとうございました。

○臨時議長（上 疆議員） ありがとうございます。

ここで理事者側の退席のため、暫時休憩します。

議員の皆様はそのまま着席ください。

休憩 午前10時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時19分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（上 疆議員） 日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。

（「指名推選を進めてください」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 指名推選という声がありますので、選挙は地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時28分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法について、臨時議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に、橋本健議員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました橋本健議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、橋本健議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました橋本健議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

確認のため、橋本健議員の議長当選承諾及びご挨拶をお願いしたいと思います。

〔仮16番 橋本健議員 登壇〕

○仮16番（橋本 健議員） 議長就任に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様からご推挙を賜りまして、衷心より感謝申し上げます。身に余る光栄であり、責任の重大さを改めて痛感しております。

現在出席されている議員の皆さんは、市長不信任決議の結果、議会解散により執行された市会議員一般選挙において、改めて市民の信頼を受けた新しい太宰府市議会の議員であります。市政の混乱や停滞を招いている状況の中で、市議会として、まず市民の皆様代表としてその負託に応えるべく、市政の健全化と安定を図ってまいります。

さらに、市議会は、これからも市政の課題解決と開かれた議会を目指して努力してまいります。

議長といたしましては、議会運営につきまして、各議員がそれぞれの力量を十分発揮できますよう配慮してまいりたいというふうに思っております。

今後は、円滑な議会運営、これに集中し努めてまいりたいと思いますので、議員各位のご協力、ご理解賜りますことを心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（上 疆議員） これにて臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

橋本議長は議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

お手元に配付しております追加議事日程のとおり、日程第3「議席の指定」から日程第12「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」についてまでを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第12までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議席の指定について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「議席の指定について」を行います。

議席は会議規則第3条第2項により、議長において指定いたします。

議員の皆さんの氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（阿部宏亮） 朗読いたします。

|     |        |    |     |        |    |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一  | 議員 |
| 3番  | 船越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介  | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛    | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人  | 議員 |
| 9番  | 陶山 良尚  | 議員 | 10番 | 小畠 真由美 | 議員 |
| 11番 | 上 疆    | 議員 | 12番 | 原田 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武 綾   | 議員 | 14番 | 長谷川 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之  | 議員 | 16番 | 門田 直樹  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行  | 議員 | 18番 | 橋本 健   | 議員 |

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで、ただいまの議席指定によって仮議席から議席番号の変更があった議員の方々は、席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、

1番、柳原荘一郎議員

2番、宮原 伸一議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第5、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

また、改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

ここで、理事者側の退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時37分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 副議長の選挙

○議長（橋本 健議員） 日程第6、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。いかがいたしましょうか。

（「指名推選でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 指名推選という声がありますので、選挙は地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時43分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法について、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

副議長に、陶山良尚議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が陶山良尚議員を指名しました。副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました陶山良尚議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました陶山良尚議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで確認のため、陶山良尚議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いします。

陶山良尚副議長、演壇のほうにどうぞ。

〔9番 陶山良尚議員 登壇〕

○9番（陶山良尚議員） 副議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上なく光栄でございます。

橋本議長を補佐し、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力してきたいと存じます。皆様の絶大なるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしく願いいたします。

誠に簡単でございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 日程第7、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第5条第1項の規定によって、
総務文教常任委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 門 田 直 樹 議員 | 長谷川 公 成 議員 |
| 神 武 綾 議員 | 原 田 久美子 議員 |
| 徳 永 洋 介 議員 | 柳 原 荘一郎 議員 |

次に、環境厚生常任委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 藤 井 雅 之 議員 | 小 畠 真由美 議員 |
| 陶 山 良 尚 議員 | 木 村 彰 人 議員 |
| 笠 利 毅 議員 | 船 越 隆 之 議員 |

次に、建設経済常任委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 村 山 弘 行 議員 | 橋 本 健 議員 |
| 上 疆 議員 | 入 江 寿 議員 |
| 堺 剛 議員 | 宮 原 伸 一 議員 |

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、休憩中、各委員会を招集しますので、委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に門田直樹議員、副委員長に神武綾議員、

環境厚生常任委員会の委員長に小畠真由美議員、副委員長に藤井雅之議員、

建設経済常任委員会の委員長に宮原伸一議員、副委員長に上疆議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 日程第 8、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 3 条の 2 第 2 項及び第 5 条第 1 項の規定によ
って、

議会運営委員会委員に

小 畠 真由美 議員 宮 原 伸 一 議員

徳 永 洋 介 議員 長谷川 公 成 議員

神 武 綾 議員

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員を議会運営委員に選任することに決定をいた
しました。

ここで暫時休憩し、休憩中、議会運営委員会を招集しますので、正副委員長の互選をお願い
いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長に長谷川公成議員、副委員長に神武綾議員が決定をされておりま  
す。

以上で報告を終わります。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙**

○議長（橋本 健議員） 日程第 9、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定を準用し、同条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選出の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

筑紫野太宰府消防組合議会議員に門田直樹議員、入江寿議員、徳永洋介議員、船越隆之議員、宮原伸一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑紫野太宰府消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました門田直樹議員、入江寿議員、徳永洋介議員、船越隆之議員、宮原伸一議員が筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

ご着席ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 山神水道企業団議会議員の選挙

○議長(橋本 健議員) 日程第10、「山神水道企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

山神水道企業団議会議員に神武綾議員、上疆議員、笠利毅議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名をいたしました各議員を山神水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました神武綾議員、上疆議員、笠利毅議員が山神水道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま山神水道企業団議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙

○議長(橋本 健議員) 日程第11、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に小島真由美議員、私、橋本健議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名をいたしました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました小島真由美議員、そして私、橋本健が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選をされました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

（当選議員 起立）

○議長（橋本 健議員） 以上のおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙

○議長（橋本 健議員） 日程第12、「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

筑慈苑施設組合議会議員に堺剛議員、柳原荘一郎議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました各議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定める

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堺剛議員、柳原荘一郎議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

ここで、理事者側の入場のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時09分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付しております追加議事日程のとおり、追加日程第1、決議第4号「芦刈市長に対する不信任決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 決議第4号 芦刈市長に対する不信任決議

○議長(橋本 健議員) 追加日程第1、決議第4号「芦刈市長に対する不信任決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番(村山弘行議員) 決議第4号「芦刈市長に対する不信任決議」についてを提出いたします。

理由は、市議会議員一般選挙後の新議会において、市長としての資質に欠ける芦刈市長に対し、不信任案を再度決議するものである。

それでは、決議文の朗読をもちまして提案理由の説明にかえさせていただきたいと思っております。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は、太宰府市議会議員門田直樹議員、橋本健議員、藤井雅之議員、長谷川公成議員、神武綾議員、原田久美子議員、上疆議員、小畠真由美議員、陶山良尚議員、木村彰人議員、入江寿議員、堺剛議員、徳永洋介議員、舩越隆之議員、宮原伸一議員、柳原荘一郎議員であります。

太宰府市議会は、芦刈市長に対し、6月定例会での問責決議を初め9月定例会の辞職勧告決議を可決した。さらに、10月臨時会においては、不信任案決議を全会一致で可決した。

市議会は、市長みずから辞職し、市民に信を問うことを要望したにもかかわらず、芦刈市長はみずからが問われていることを自覚できず、市議会や市役所に責任転嫁するとともに、議会解散を選択、大義なき市議会議員選挙に至らしめた。

今回、市民に信を問い誕生した新議会においても、市長としての資質に欠ける芦刈市長にこれ以上太宰府市の市政を任せることは、市政の発展を妨げるばかりか、市民の負託をないがしろにするものであり、市議会としては断じて看過できない。

よって、市議会は太宰府市民の誇りを守り、市政の健全化と安定を図るため、芦刈市長に対する不信任案を再度決議するものである。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） 芦刈市長に対する不信任案賛成の立場から討論させていただきます。

私が不信任案に賛成する理由は3点ございます。

1点目は、市長は10月30日に太宰府市議会を解散され、太宰府市議会選挙となりました。この選挙は大義のない市議会議員選挙でございました。市長は、今回の市議選の大義は何かと問われ、議会側も選挙を覚悟して私に不信任を出した、だから議会を解散したと発言されておしま

す。市長は、議会と争っているのでしょうか。非常に悲しいことです。このようなお粗末なものが市議選の大義になるはずがございません。

私は、市長の行政運営では、議論の場である議会の役割が果たせない、このままでは市民の皆様利益につながる政策をお示しすることができない、この点を第一義とし、重要な判断の指針としてきました。私は、市長と戦っていると考えたことは一度もございません。この思いは、今回の市議選に立候補された21名全員の共通認識でございます。その理由は、選挙公報で訴えられた各候補の公約でもあります、選挙カーで訴えた政策です。市民の皆様へ目を向け、住みよいまちづくりをしていくのが私たちの使命です。これが私たち議員と市長の大きな違いです。

2点目は、今回の市議会議員選挙で3,000万円以上の税金を使用しております。市長は、議会解散で前市議は冬のボーナスと11月分の報酬がない、それに空席の副市長分を合わせて約3,000万円が浮くと発言されております。これが新聞の記事にもなっております。なぜ公式の場での発言になるのか、私には理解できません。市長が酒の席で発言したとしても、ひんしゆくを買うような発言だと思います。太宰府市のトップの発言なのかと耳を疑いました。資質を疑うような発言だと思っております。

3点目は、市長は議員時代から、太宰府市に行政改革大綱がないのはおかしいと言われていたそうですが、私が知る限り、議員時代の市長に議会での活動はございません。また、市長は市長就任後、行政改革の具体的な議案は一度も出されておられません。その理由を、市役所に残る古い体質があるからだと発言されております。

行政改革大綱とは、行政改革に必要な考え方や取り組みを実行するための方針です。太宰府市のトップとなられた市長であるならば、また行政改革が市長の一丁目一番地であるならば、就任当初に部課長会議を開催され、市長の方針を述べて、関係部課の現状調査、問題点の把握、具体的な改善策を指示されれば、行政改革の具体的な議案になったのではないのでしょうか。考えておられるのみでは、何も前には進みません。

また、責任を転嫁するのみでは、太宰府市のトップの仕事ではございません。実行することにより、何よりも大事なことだと思っております。

以上3点を申し上げまして、芦刈市長に対する不信任案の賛成に対する立場での私の討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 芦刈市長に対する不信任決議に対し、賛成の立場で討論に参加します。

2017年11月発行、「間違いだらけの不信任案決議」を見出しとした芦刈後援会のチラシがありました。全てについて申し上げると時間が足りないのです、最初の5行について述べたいと思います。

「私は、市長不信任案可決に伴い、議会を解散しました」、全国の自治体の市長で堂々と述

べる市長が何人おられるのでしょうか。全国でも類のない全会一致での不信任です。次の議会でも不信任案が可決することは、誰が考えても明らかです。議会が市長に対して不信任案を出したならば、市民に対して民意を問うことが当たり前の判断だと私は考えますが、私の考えは間違っているのでしょうか。

新聞の記載で市長は、「議会解散で前市議は冬のボーナス、11月分の報酬がない。空席の副市長分も合わせて約3,000万円が浮くという計算もある」、なぜこの言葉が市長から出るのでしょうか。確かに私たち前市議会議員は、この議会に戻ってこれられないかもしれない、まして金銭面でも大きいなリスクを負うことになる。それでも一人一人の決断で、このままでは太宰府市民のためにならないと判断し、不信任案を提出しました。なぜ我々の思いが市長の言いわけに使われるのでしょうか。

次に書かれているのが、「問われているのは、市長、議会、市役所です。市長選挙、市議会選挙を同時に可能か追求しましたが、制度的に不可能でした」、この言葉のどこに太宰府市民がいるのでしょうか。この文書からも、市長の自己中心的な言いわけがわかります。ここにいる我々は、おなかにいる赤ちゃんから高齢者の方々全ての太宰府市民のためにある議会ではなくてはなりません。しかし、芦刈市長は、太宰府市民を中心にするのではなく、自分の選挙公約を中心とした市民不在の政策であったことを、議会解散後も改めて確信することができました。

以上のことから、私の芦刈市長に対する不信任案決議の賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

9月、10月と討論を重ね、同じ内容をここで繰り返さざるを得ない状況にあることを、まずもって残念に思います。

私は、今回の不信任決議には名前は連ねておりませんが、その理由は9月に述べたとおり、理由については見解を異にしているからです。

10月に申し述べたとおり、芦刈市長が現状で市政を担い得る状況にはないと判断していることをもって、結論としての不信任決議に賛成します。

一言だけ付言いたしますが、本日最初、冒頭の挨拶で芦刈市長は歴史の判断を頼りにされておりましたが、我々議員は、今の現状を見て判断せざるを得ないのだということを申し述べておきたいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15 番（藤井雅之議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

芦刈市長は、1度目の不信任可決を受け、問われているのは市長だけではなく、市議会、市役所全体だと言って、市議会を解散されました。市議会解散を受けて、私は市内の辻々に立つ

て、不信任に賛成した理由として、市長の公約に向き合う姿勢の欠如、そして資質問題、2つの点を訴え、今この場所に再び戻していただいたと思っております。

とりわけ資質の問題では、10月27日の臨時議会で不信任が可決された後、翌日にいきいき情報センターで行われた市民グループ主催の討論会において、「悪いのは〇〇議員」と、その場にはいない議員の固有名詞を挙げて言う姿勢、余りにもアンフェアではありませんか。市長にも言い分があるのなら、市長が名指しをされた方にも言い分があるはずです。そこを踏まえず一方的に個人攻撃をされるような市長の資質を、改めて疑いました。

不信任に賛成した立場でこの議場に戻ってまいりました。最後に市長に申し上げます。市長は、2年8カ月前の選挙公約において、退職金を500万円にすると言われました。不信任が可決された後、失職されるにしても、500万円以上の退職金が支給されます。そのまま受け取られますか。受け取られたら、選挙の際に公衆に約束をするという公約の意味からも大きく後退すると思います。

再度、太宰府市民に審判を仰ごうと思うのであれば、自身の選挙公約である退職金500万円ということだけでも実行し、朝の挨拶で述べられた歴史と時代の評価にたえ得るということ、ぜひ政治家芦刈茂の生きざまをきちんと見せていただきたいということを最後に申し上げまして、不信任決議に賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

私の考える不信任決議に賛成する理由は3つです。

まず、市長として市役所組織を統括できなかつたことです。執行部内幹部職員との業務遂行上のコミュニケーション関係を構築できず、職員と組織の能力を引き出すことができませんでした。そして、副市長を解職したあげくに、後任者を選任できない異常事態をみずから招いてしまいました。

次に、状況判断を大きく誤り、太宰府市政の混乱をさらに深めたことです。前回の不信任決議可決を受けて、みずから市民の信を問う道を選ばず、市政正常化のために多くの時間と費用がかかる議会解散をなし、市政の空白で太宰府市を大きく停滞させてしまいました。

そして何より、太宰府市政混迷の原因を最後まで把握できなかったことではないでしょうか。市政混迷の核心は、市長ご自身の市政運営の不手際にあつたと考えます。市長ご自身、孤軍奮闘されたことでしょうか、それだけでは熱意と努力が空回りするだけではなかつたのですか。市長ほか特別職や政策ブレーンなどチームの総力をもって市政運営、改革に当たられるべきではなかつたのでしょうか。残念ながらそれができませんでした。

以上の理由により、改めて今回の不信任決議に賛成いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

本件の表決については、地方自治法第178条第3項の規定により、不信任議決が成立するには、議員の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者が同意することを必要とします。

現在の出席議員は18人であり、議員数の3分の2以上であります。

また、出席議員の過半数は9人であります。

お諮りします。

本件は起立による表決にしたいと思います。

決議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、決議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は、12月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後1時27分

~~~~~ ○ ~~~~~